

八潮市まごころ収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢、障害等により家庭から排出するごみを自ら既存のごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集（以下「まごころ収集」という。）を実施することにより、日常生活の負担を軽減するとともに、市民生活の向上を図ることを目的とする。

(対象世帯)

第2条 まごころ収集の対象となる世帯は、自らごみをごみ集積所へ持ち出すことが困難な者のみにより構成されている世帯であって、かつ、他の福祉サービスでの対応や身近な人の協力を得ることが困難な状況にある次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上であること。
- (2) 介護保険の要介護又は要支援の認定を受けていること。
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けていること。
- (4) その他市長が特に必要と認めるものであること。

(収集するごみ)

第3条 収集するごみは、家庭から排出する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 燃えるごみ
- (2) 資源ごみ（かん、びん、紙、布類及びペットボトル）
- (3) 燃えないごみ
- (4) 有害ごみ

(利用の申請)

第4条 まごころ収集の利用を希望する世帯の世帯主は、八潮市まごころ収集利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(調査)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、八潮市まごころ収集調査表（様式第2号）を作成するものとする。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の調査の結果に基づき、まごころ収集を行うか否かを決定し、八潮市まごころ収集利用決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(ごみの排出方法)

第7条 前条の規定により、まごころ収集の実施の決定を受けた世帯（以下「利用世帯」という。）は、市が定める方法により分別したごみを、市長が指定する日時（以下「指定日時」という。）までに、この要綱に基づき新たに指定した戸別集積所（以下「戸別集積所」という。）に排出するものとする。

2 利用世帯は、戸別集積所を清潔に保つため、前項の規定により排出したごみが飛散しないよう対策を講じなければならない。

(ごみの収集体制等)

第8条 市長は、指定日時に、前条第1項の規定により排出されたごみを一括して収集するものとする。

2 市長は、利用世帯がごみを排出していないなど、異変を感じたときは、緊急連絡先にその旨を知らせるものとする。

(注意義務)

第9条 まごころ収集に従事する者（以下「収集員」という。）は、その実施に当たり、利用世帯の財産を破損しないよう十分な注意を払わなければならない。

(守秘義務)

第10条 収集員は、まごころ収集の実施に際し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(収集実績の報告)

第11条 収集員は、その収集実施を八潮市まごころ収集実績報告書（様式第4号）に記載し、市長に報告するものとする。

(連絡)

第12条 利用世帯は、入院、旅行その他の事由により一時的にごみを出さないときは、その都度市長に連絡するものとする。

(異動等の届出)

第13条 利用世帯は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を八潮市まごころ収集異動届（様式第5号）（以下「異動届」という。）により市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭その他の連絡をもって異動届に代えることができる。

(1) 住所変更等により申請した内容に変更が生じたとき。

- (2) まごころ収集の利用を辞退しようとするとき。
- (3) 第2条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(現況調査)

第14条 市長が利用世帯から前条各号の規定による異動届があったときその他必要と認めるときは、利用世帯の現況について調査を行うことができる。

(利用の廃止)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まごころ収集の利用を廃止することができる。

- (1) 前条の規定による調査の結果、まごころ収集を実施することが適当でないと市長が認めるとき。
- (2) 第13条各号の規定による届出又は同条ただし書の規定による連絡があったとき。

2 市長は、前項の規定により、まごころ収集の利用を廃止するときは、八潮市まごころ収集利用廃止決定通知書（様式第6号）により、利用世帯に速やかに通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。